宮城南部国有林の地域別の森林計画書

(第一次変更計画)

(宮城南部森林計画区)

自 令和3年4月1日 計画期間 至 令和13年3月31日

(第一次変更 令和3年12月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第7条の2第3項により準用する法第5条 第5項に基づき変更するものである。

1 全国森林計画の変更(令和3年6月15日閣議決定)を踏まえ、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保を促進するため、森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)を変更する。

また、林産物の搬出に当たり地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択することにより、森林の土地の保全等に配慮するため、林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更する。

- 2 将来にわたって育成単層林を維持すべき森林として、主伐(皆伐)を進める林分の齢級 構成の平準化を図るため、付属参考資料に主伐(皆伐)上限量の目安を記載する。
- 3 森林整備を推進するための効率的な路網の開設及び豪雨等被害による林道施設の復旧の ため林道計画を変更する。
- 4 豪雨による土砂流出等の対策として、治山工事箇所を追加する。

なお、本変更計画は、令和4年4月1日に効力を生じる。

【変更項目及び頁】

と 史 垻 日 /	文·○···································
Ⅱ 計画	国事項
第3	森林の整備に関する事項
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 ・・・・・・・・・・・・1
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
	(3) 林産物の搬出方法等
	ア 林産物の搬出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第5	計画量等
4	林道の開設又は拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・2
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画
	(3) 実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・3
(附) 🧃	· 参考資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7	その他
	(1) 持続的伐採可能量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅱ 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施する。

なお、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、 土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連たん等を十分考慮する。特に 林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について林地の保全や生物多様性の保全 等に支障が生じないよう、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (3) 林産物の搬出方法等
- ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択する。特に 地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新 や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の 作設を避け、架線にするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで 支えるなどの対策を講じる。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 (略)

第5 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長:km 面積:ha

開設 / 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域面積	前半5 カ年の 計画 箇所	対図番号	備考	
開設	自動	林業	仙台市		0.8	127		1		
, , , , ,	車道	専用		大堤	1. 2	169	0	2		
		道		岩元山	1. 9	372	0	3		
				面白山支線	1. 3	152		4		
			小計	4 路線	5. 2					
			白石市	二ツ森山	0.8	152	0	5		
				弥太郎	2. 2	136	0	6		
				ユキトリ沢	1.6	450	0	7		
			小計	3 路線	4. 6					
			七ヶ宿町	明戸支線	1.2	576		8		
				大長松沢	1. 0	576		9		
				小松沢	1. 9	372		10		
				相沢	2. 9	216		11		
				大野沢	2.8	436	0		うち 1.2km 後期	
			小計	5 路線	9.8					
			川崎町	北山第1	0.9	258	0	12		
				北山第2	1.4	64		13		
				北山第3	1.0	64		14		
			小計	3 路線	3. 3					
			丸森町	青葉第2	2. 3	250	0	15		
				青葉	1.0	250		16		
			小計	2 路線	3. 3					
合計				17 路線	26. 2					
	前半5カ	り年の計	十画量	9 路線	13. 3					
拡張	自動	林道	仙台市	二口	0.0		0			
	車道			横川	0. 1		0			
	(改良)		小計	2 路線	0.1					
			蔵王町	青麻	0.1	32	0			
			小計	1 路線	0.1					
			七ヶ宿町	板谷沢	0.2	80	0			
				光明滝	0.1		0			
			小計	2 路線	0.3					
			川崎町	小屋の沢	0.1	16	0			

開設	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用区域面積	前半5 カ年の 計画 箇所	対図番号	備考
			小計	1 路線	0.1				
合計				6 路線	0.6				
	前半5カ年の計画量			6 路線	0.6				

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		ナハエ廷	/#:	±z.
市町村	区域(林班)		前半5カ年の計画	主な工種	備	考
	8, 23, 24, 31, 47, 53, 54,			渓間工		
	55, 87, 88, 105, 106, 107,			山腹工		
仙台市	110, 114, 119-1, 128, 129,	26	12	洗浄工		
	134, 135-1, 135-2, 137, 149,			下刈		
	150, 160, 164			本数調整伐		
白石市	336	1	0	渓間工		
 名取市	89	1	1	下刈		
有权印	09	1	1	本数調整伐		
岩沼市	90~92	3	3	下刈		
石石川		3		本数調整伐		
蔵王町	312, 313	2	2	渓間工		
	348, 357, 358, 368, 384, 385, 396, 400, 417	9		渓間工		
七ケ宿町			6	山腹工		
	300, 300, 400, 417			本数調整伐		
川崎町	199, 216, 235, 237, 302	5	3	渓間工		
丸森町	502, 503, 508, 510, 513,	9	9	渓間工		
∑□ ****□]	514, 518, 522, 523		9	本数調整伐		
 亘理町	98, 99		2	下刈		
旦柱門	30, 33	2	2	本数調整伐		
山元町	99, 100		2	下刈		
	99, 100	2	2	本数調整伐		
七ヶ浜町	86	1	1	下刈		
七ケ供明	00	1	1	本数調整伐		
合計		61	41			

注2 「0.0」は0.1km未満。

(附)参考資料

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

単位 材積:千 m³

主伐(皆伐)上限量の目安 34

(2) その他

ア 国有林の地域別の森林計画の沿革 (略)

イ 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間 (略)